

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 44 回選挙管理委員会定例会会議録				
開催日時	午前 10 時 00 分から			
	令和 7 年 12 月 10 日（水）			
出席者	午前 10 時 30 分まで			
	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員		
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長、長江主査		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等			結果
	協議事項	公職選挙法等改正要望事項について		了承
	その他			—
委員長		これから令和 7 年第 44 回の定例会を開催します。		
		<公職選挙法等改正要望事項について>		
委員長		本日は協議事項が 1 件です。公職選挙法等改正要望事項についてであります。協議の内容について報告を局長よろしくお願いいたします		
局長		協議事項の、公職選挙法等改正要望事項について御説明いたします。資料を見ていただくと、表題で特選連主任書記会と書いてありますがこれは以前、公選法の改正要望事項でこういったものがありますかということで、お諮りしたところでした。杉並は特段、案件はないということでしたが、他区で何件か、改正、要望をしたいところがありましたので、局長会でリストアップされて、局長会から選管の主任書記会に下命が出され、どのような対応をするかという調査になります。		
		案件が 3 件ありまして新宿が 2 件と世田谷 1 件ということになります。 1 件目が、立候補届出時間の繰上げの要望です。要望内容については立候補届出時間というのは、通常は午前 8 時半から午後 5 時までになっておりますけれども、これを午後 2 時までに取扱い時間を圧縮するという内容です。要望理由としては、通例立候補の届出は午前 8 時半になって、大体の方が、その時間帯で届出をされているということがあって 3 時間繰上げたとしても、体制に影響はないということ、また事前周知がされていれば立候補者側への不利益も生じないだろうということです。2 点目としては、現行の体制で行うと、午後 5 時間際に届出者がいた場合には、そこから書類の審査をするということで、そのあとの候補者の氏名等掲示とか、選挙公報の掲載の順番のくじとかの処理が時間を押す中で行われるということで、事務上のミスも生じやすいということで、リスクを軽減するためにも、早めに余裕を持って事務の着手をすれば、ミスの防止にもつながるということです。そういったことから新宿区はこの要望を出したんですけれども、杉並区としては、これは要望しないと考えております。理由としては、現行の法の趣旨は立候補の自由を尊重して、公平な届出機会を保障することにあるということで繰上げは、あくまでも最終手段であって、まずは事前審査の徹底とデータ化による事務、作業の効率化など、現		

行制度の枠内で改善を図ることが必要と考えるということです。要望理由の中で新宿区は事前に周知すれば不利益が生じないということですけれども、やはり、今まで午後5時まで取扱いをしていたいろいろな手続でも、その時間帯で設定しているところもありますし、やはり最終的に不利益が生じないとは言えないところもありますので、我々としては要望しないというふうに結論づけております。

2件目も新宿区からですが、選挙運動用ビラの頒布責任者及び、選挙運動ポスターの掲示責任者に係る法定記載事項の改正ということです。法令では、掲示責任者の住所を、頒布責任者、それぞれ、法定事項として書くようになっておりますが、それを削除するということです。これについてはいろんな課題があるということで要望しております。1点目が、候補者が責任者を兼ねるケースだと、候補者の届出の住所については町字まで、何々町までと、これは総務省からの通知が出ております。一方では、ビラ、ポスターは責任者の住所、全て記載しないといけないということで、相互に矛盾が生じているということと、責任者の住所、この生活の本拠は基本的に住所ですけれども、事務所だと、住所でない場所をポスターに記載した場合にも、齟齬が生じるということが出てくるだろうと、また連絡先としては、電話番号を通じてポスターを貼ったものあるいは、頒布したものに対して連絡をするということになりますが、電話番号は法定記載事項ではないということにもなっております。こういったことで、結論としては要望を可としてもいいのではないかとということです。理由については立候補届出の告示等の整合性を確保しつつ、プライバシーの観点を踏まえる必要があるということと、連絡者については、他の方法により十分、担保できるということがありますので、要望はすべきだと考えております。

3件目は世田谷区ですが、一時帰国者の在外選挙人証の再交付ということになります。在外選挙の制度が、今までは法改正前は、在外に住所を置いたというときに、居住地から、在外公館を通じて在外選挙人の手続をするということになっております。出国時申請ということで、出発する前に予定をしているその国に事前に申請するということができております。実際に行き先の外国のほうで住所を定めて手続をとり、あわせて、在外公館から確認がとれると、在外選挙人証を発行するということになってますが、そういった手続は進んでますけれども、在外選挙人が一時帰国をして日本にきた場合の手続の部分で、日本にきたときには、簡便に手続ができるような形の改正ということになります。要望理由を見ていただくと、制度上、再交付の場合は、在外選挙人名簿登録地の選管に在外選挙人の再交付申請をするということになっておりますが、一時的に、在外選挙人が日本に滞在している場合でも、この法の規定だと、選挙人の住所を管轄する領事館を経由して再交付ということになっているため、事務上ワンクッション手続があつて、煩雑な部分があるということなので、簡便に再交付申請が行えるように、直接、在外選挙人が名簿登録地の選管での再交付申請を行えるように、法改正をすべきだという要望です。これについては、要望をしたほうがよいのではないかとというふうに考えて賛同するということです。理由については、国内に滞在しているにもかかわらず、住所を管轄する領事館を経由する現行の仕組みは手間と時間がかかって非効率だということなので、選挙人の利便性も考えると、世田谷区の提案は利にかなうということであつて賛成をするということになります。

ということで、最初の1件目は、要望しないと。2件目3件目については、理由も、賛同して要望をするというふうに結論しております。これをまた、主任書記会に、杉並区としての考えを投げかけて、最終的に主任書記会で、全体

	として意見調整をして局長会にまた上げるという手続をとっております。委員の方々に御意見あれば、伺えればと思います。以上、協議事項の内容となります。
委員長	それでは、協議ですので、皆さんから御意見を頂きたいと思いますが、1・2・3件に対して質問や御意見をお願いしたいと思います。何か質問、ご意見等がありますか。
与島委員	特に事務局案について、特別してほしいとか反論ってということではないんだけれども、1についても、現実2時までにしたところで問題ないっていうんだったら、せっかく新宿さん提案されたんだから「○」でいいんじゃないのぐらいの感じです。
島田委員	賛否は妥当だと思います。
委員長	私も、1について、夕方の届出についてはどうなんですか。多いんですか、ある程度あるんですか。
局長	あります。
委員長	公職選挙法だから、東京だけの話ではないから、そういう意味では、3時間は繰上げ過ぎだし、その日の行政機関がやってる時間の届出の期間が妥当だと思う。私も事前審査の徹底やデジタル化による、事務作業の効率化っていうのをさらに進め、選管職員が今深夜までかかっているっていうのは、改善できるのかなあというふうに思うのでこれ「×」は妥当だと思います。3件について、要望するしないが、事務局によって想定されてますけども、これに関しては、皆さん御異論ないでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは協議事項について、この資料のとおり、要望を行う、要望しないものも含めて行うということで、よろしくお願いいたします。
一同	異議なし。
委員長	続きましてその他、定例会等の予定、ほかございますので、御説明をお願いいたします
局長	東京都選挙管理委員会の通知内容が報告され、都議会議員選挙における当選の効力に関する異議申出について、東京都選挙管理委員会は棄却決定を行い、その後、法定期間内に訴訟提起が行われなかったため、棄却決定が確定しました。
局長	今後の予定について確認します。次回の定例会は、16日の火曜日、11時からということで、設定をしております。 (議題書に沿って、今後の日程を確認)
委員長	ほかはございますか。ないですね。それでは、以上で令和7年第44回杉並区選挙管理委員会定例会を終了いたします。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第44回定例会 令和7年12月10日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。